



British Politics Today

2012年2月1日
第1巻 第1号

著者 菊川智文,

www.Kikugawa.co.uk
tomo@kikugawa.co.uk

この号の内容

- 1 はじめに
- 2 英国と日本-政治システムの違い
- 3 英国と日本-選挙と政治家の役割
- 4 党首に関係ない当選回数
- 5 英国の政治の動き

1. はじめに

英国政治の勉強会をこの1月から始めました。英国の大学院で学ぶ日本からの留学生を中心に20人余りの方に参加いただきました。

このニュースレターでは、この勉強会でさせていただいた私の話を中心に、英国の現在の政治の動きを見ていきます。

2. 英国と日本—政治システムの違い

英国と日本の政治は、よく似ていると言われます。確かに議院内閣制や2院制などを見れば、英国と日本の制度は似ているように見えます。

しかし、違う点も多いのです。この違いは英国の政治を見る上でたいへん重要で

まず、英国の憲法は、日本のようにまとまった法典となっている、いわゆる成文憲法ではなく、不文憲法です。これは、一般の法律や判例、慣習などから成り立っています。英国にも憲法の本はありますが、これは、一般に憲法とみなされているものの寄せ集めです。つまり、日本の憲法のようにはっきりと明文化された条項があるのではなく、そのために、憲法は徐々に変わっていきます。つまり、何が憲法かという考え方が変われば、憲法が変わっていきます。このため、一般の手続きで法律を変えれば、憲法が変わります。日本のような複雑な手続きは必要ありません。なお、不文憲法を成文憲法に変えようとの動きはこれまでもありましたが、それが実現する可能性はあまりありません。

また、日本の衆議院と参議院はいずれも選挙で選ばれ、権限がほぼ同じです。英国の2院制では、下院と上院(貴族院)がありますが、下院が選挙で選ばれるのに対し、上院は任命制です。このため、選挙民の付託(マンデイト)を受けた下院が上院に対して優越しています。つまり、上院は、ごく一部の法案を除き、財政法案を否決することや、一定の時間制限を超えて下院の意思(決定)を否定できません。そのため、日本やアメリカのような2院間の「ねじれ」現象の問題は大きな問題ではありません。また、上院は、下院の総選挙で勝利した政党の選挙マニフェスト(政権公約)の公約には反対しない慣例があります。しかし、2010年総選挙で、単一の政党が過半数を占められず、連立政権となりましたが、その際の「連立合意」の意味については議論がわかれています。

上院を改革して、議員の大半を選挙で選ぶ制度に変えようとの動きがあります。しかし、選挙で選ばれると上院の「正当性」が強まり、下院の優越が揺るぐなどとして反対が強く、2015年までの任期中に結論が出ると見る人は少ないです。

英国と日本の政治はよく似ている？

英国:柔軟な不文憲法
日本:固定化した成文憲法

英国:下院中心
日本:2院がほぼ同じ

3. 英国と日本—選挙と政治家の役割

英国は政党選挙

日本の選挙は基本的に個人選挙で、よく「地盤」「看板」「カバン」が必要だと言われます。しかし、英国の下院議員選挙は政党選挙です。政党の候補者とならなければ、まず当選しません。

下院議員選挙は、1つの選挙区から1人が選ばれる小選挙区制で、1選挙区あたりの有権者数は7万人です。これに対し、日本の衆議院議員選挙は、小選挙区制に比例代表制を加えた小選挙区比例代表並立制ですが、1小選挙区あたりの有権者数は33万人ほどです。

選挙費用は、英国の2010年の総選挙では、選挙前に使えるお金が350万円程度、そして4週間の選挙期間中は、150万円程度でした。

これ以外に政党の使えるお金は、選挙期間中に1選挙区あたり360万円、650選挙区の最大合計で23億5千万円でした。これには、選挙中のビルボード広告の宣伝なども含まれます。

この費用の制限のため、選挙区では、選挙前、並びに選挙期間中の活動にはほとんどお金がかかりません。

その結果、選挙は、政党のイメージ、党首のイメージ、それにマニフェスト(政権公約)で戦います。候補者の個人的なアピールは得票の10%程度までにとどまると言われます。

2010年総選挙では、3大政党の党首テレビ討論が初めて行われましたが高い注目を集めました。政党選挙のために、党首のリーダーシップがかなり強く発揮できます。また、党首がその地位から無理に退陣させられることはそう多くありません。

英国の下院議員は、選挙民への戸別訪問が許されていますが、選挙戦だけではなく、当選してからもかなりの「ドブ板」的な活動が要求されます。

英国も日本も政治家は選挙区を代表して、その利益のために働きます。英国では、サージャーリーと呼ばれる有権者らとの個人面談の機会を頻繁に持ち、誰でも予約して議員に面会できます。

日本ではよく官僚が省庁を運営していると言われることがありますが、英国では政治家の大臣が運営し、議会に対して責任を持つことになっています。官僚は大臣の下で働き、政治的に中立でなければならぬとされており、基本的に官僚と、大臣ら省庁のトップとして任命された政治家以外の政治家との接触は、極めて限定されています。

もし、議員が省庁に問い合わせがあれば、基本的に、それぞれの省庁の大臣に議場で口頭質問するか手紙を書くのが通例となっています。



英国議会の時計塔 ビッグベン

4. 党首となるには関係のない当選回数



写真：デービッド・キャメロン英国首相

<http://en.wikipedia.org/wiki/File:Official-photo-cameron.png>

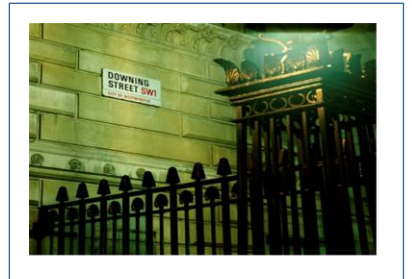
英国の政党の党首になるのに当選回数は関係ありません。主要 3 政党の党首の党首となる前の当選回数を見てみましょう。

デービッド・キャメロン首相、保守党党首。2 回。2001 年 5 月に下院議員に初当選。2005 年 5 月、2 回目の当選後、影の内閣の閣僚となり、その年 12 月に党首に選出された。

ニック・クレグ副首相、自由民主党党首。1 回。欧州議会議員を 1 期務めた後、2005 年 5 月に初当選。2007 年 12 月、党首選に勝利。

エド・ミリバンド労働党党首。2 回。2005 年 5 月、初当選。2007 年 6 月、閣僚となる。2010 年 5 月の総選挙で 2 回目の当選後、9 月に党首選で勝利。

首相官邸のあるダウニング街



雑記

1995 年に英国に来て以来、英国の政治を観察してきました。その中で、政治を見る際の基本的な視点は、人を見ることだと改めて感じています。しかし、日本から英国を見る時には、制度的な枠組みを重視するような傾向があるのではないのでしょうか。つまり、どのような制度があるのか、どのようなシステムがあるのかといったことに重点を置きがちのように感じます。

しかし、誰がそのような制度をどうして作ったのか、もしくは作ろうとしているのか、それはなぜか、誰にメリットがあるのか、といったようなことのほうがより重要なように思います。つまり、政治的なモチーフ、政治家の判断、そしてそれに至った背景を考えてみる必要があるのではないかとということです。

そういう思考過程がなければ、応用がきかないのではないかと思います。

英国でこうしているから、日本でも、ということではなく、英国の政治的、社会的な状況がこうで、問題はこれだ、それを解決するためにこういう政策を採用して、その結果はこうだった、これを日本の国民性や政治、社会的状況にあてはめるとどうだろうか？という具合です。

英国には、十分検討されずに出された政策もありますが、いくら政策そのものが良くても、それを実施する人の能力が十分ではなく、その結果、政策の効果が出ないということもあります。そういう点も見極める必要があろうかと思っています。

勉強会での私の話や、その概略が中心となるこのニュースレターにも不十分な点が多々あろうかと思っています。ご批判をいただきながら、少しずつ向上させていければと存じますのでなにとぞよろしくお願い申し上げます。

5. 英国政治の動き

1. スコットランド独立に関する「国民投票」

英国は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの連合王国です。分権されたスコットランドでは、地域政党のスコットランド国民党 (SNP) がスコットランド議会の過半数を占め政権を担当しています。英国からの独立は SNP の長年の目標です。この「国民投票」が遅くとも 2014 年の秋までに行われます。

2. 福祉政策の抜本的見直し

英国の福祉制度は、複雑で、制度への依存心が大きくなっています。財政緊縮の折柄でもあり、制度を単純化し、本当に必要な人以外の制度への依存心を減らそうとしています。しかし、このため、特に子供や身体障害者が不利になるとの反対意見が強く、この法律案 Welfare Reform Bill の修正案が上院で多数出されています。

3. NHS 健康医療サービスの見直し

NHS への財政支出が今後急速に増えると見られています。高齢化や、医学の進歩による医療危機や医薬品の価格の上昇がそれに輪をかけています。家庭医に診てもらっても、手術を受けて入院しても NHS では無料ですが、それを維持していくためには、制度の抜本的な改革が必要だと考えられています。NHS の管理運営費を減らし、患者の病院や医師の選択肢を増やして効率を上げようとしています。しかし、この法律案 Health and Social Care Bill には多くの医師、看護婦などが反対しています。



今はなきオールドロードマスターバス

4. 銀行トップらのボーナスを制限する試み

2008 年の銀行の信用危機で、当時の労働党政権は苦境に陥った銀行に政府資金の投入を行いました。つまり、政府がこれらの銀行を完全、または部分的に国有化しました。これまでも銀行家らの大きなボーナスには批判がありましたが、今年になって政府が 83% の株を持つ RBS の社長の、時価 1 億円を超える株式でのボーナスが強く批判され、野党の労働党が、このボーナスは与えられるべきではないという決議を下院で行おうとしました。このような決議には法的拘束力はありませんが、社長は自ら受け取りを辞退しました。労働党は銀行家のボーナスなどの給与制度を見直すべきだと主張していますが、ビジネスは反発しています。

5. 警察コミッショナーの選挙

昨年、国会で警察・犯罪コミッショナーの制度が法制化され、今年選挙が実施されます。5 月に市長選のあるロンドンでは、市長がこの役割も兼務しますが、それ以外のイングランドとウェールズの 41 の警察管区では、11 月に選挙が行われます。コミッショナーは、警察の重点目標を決め、予算を策定し、実務を担当する警察管区本部長を質します。警察への信頼を高め、住民により民主主義的な力を与えようとしたものです。

引用、転載には引用先、著者名を明記して下さい。

コメント・配信お申し込み：tomo@kikugawa.co.uk